

## 新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 15「新旧対照表】  
 【特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財閥第 418 号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査    (省略)    (1)～(5) (省略)    (6) 認定通関業者の認定の申請の場合    ① 申請者が法<u>第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでに該当するものでないことを確認する。</u>    なお、上記①のなお書の規定は、法<u>第 79 条第 3 項第 1 号ニに規定する通関業法第 6 条第 7 号、第 10 号又は第 11 号のいずれか及び法第 79 条第 3 項第 1 号ホ</u>（通関業法第 6 条第 7 号に係るものに限る。）に該当するものでないことの確認について準用する。    ②～③ (省略)</p>	<p>記</p> <p>2 過去の法令違反歴等に関する審査    (同左)    (1)～(5) (同左)    (6) 認定通関業者の認定の申請の場合    ① 申請者が法<u>第 79 条第 3 項第 1 号イからホまでに該当するものでないことを確認する。</u>    なお、上記①のなお書の規定は、法<u>第 79 条第 3 項第 1 号ニに規定する通関業法第 6 条第 7 号及び第 11 号並びに法第 79 条第 3 項第 1 号ホに該当するものでないことの確認について準用する。</u></p> <p>②～③ (同左)</p>